(2) 財務諸表の計上誤り

(減損損失)

対象部局室課名		検出事項		是正を求める事項	措置の内容
中央卸売市場	地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度から減損会計が導入され、大阪府中央卸売市場(以下「市場」という。)では決算整理として、資産の評価を行うことを規定している。 平成26年度決算では、固定資産が遊休状態になった場合は減損の兆候に該当し、回収可能価額を見積り、減損損失を計上する必要があるが、提出された決算書においては、以下の固定資産について減損損失が計上されていなかった。			ついて減損損失の未計上とならないよう、固定資産の使用 状況を十分確認を行うなど、適正な事務手続を行われたい。 【地方公営企業法施行規則】	
	種別	平成26年度末 帳簿価額	遊休の状態	る場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない。 2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。 3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。 (1) 第3号及び第4号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの(当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価 (2) 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減	
	線路設備	75, 151千円	平成4年から使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。		
	電話加入権 (2本)	161千円	長期間(10年以上)使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。		
	なお市場は、平成27年7月に、上記固定資産について回収可能価額はないものと判断して、線路設備は備忘価額1円を除く帳簿価額全額、電話加入権は回収可能価額3千円を除く帳簿価額を減損損失として計上する決算訂正を行っている。			損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損よの額を減額した額 (以下略)	
				【大阪府企業財務規則】	
				(決算整理) 第55条 局長等は、毎事業年度終了後、速やかに、次 に掲げる事務を行わなければならない。	
				1 資産の評価を行うこと。 (以下略)	

【「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」第2章】

第3 減損の兆候

固定資産又は固定資産グループ(「第8 固定資産のグルーピングの方法」における最小の単位をいう。)に減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- (1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること(注2)(注3)
- (2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること(注4)(注5)
- (3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に 関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化 する見込みであること
- (4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

<注2> (略)

<注3>(略)

<注4>(略)

<注5> 固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を 著しく低下させる変化について

固定資産又は固定資産グループが使用される範囲又は方法について生ずる当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、固定資産又は固定資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に固定資産又は固定資産グループを処分すること、固定資産又は固定資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、固定資産又は固定資産グループが遊休状態になったこと等をいう。

(資産減耗費)

対象部局室課名			検出事項	是正を求める事項	
中央卸売市場	ている電話加入電話加入権につ おいては、以下	売市場(以下「市 権15本について、 かいて資産減耗費を の電話加入権につ 平成26年度末の状 帳簿価額(千円) 963	場」という。)が平成26年度末に資産計上し 実際には保有されていなかった。そのため、 計上する必要があるが、提出された決算書に いて資産減耗費が計上されていなかった。	今後、無形固定資産については、資産減 耗費の計上漏れが起こらないよう、所有権	
		平成27年7月に、_ 計上する決算訂正	上記電話加入権について、帳簿価額全額を資 を行っている。		
					75 C - T-107 F 0 C 0 C - T-10 C C C - T

監査(検査)実施年月日(委員: ―年 ―月 ―日、事務局:平成27年6月23日及び同月25日)

(貸倒引当金)

対象部局室課名			検出事項		是正を求める事項	措置の内容
中央卸売市場	が義務化さ		i場(以下「市場」とV	から貸倒引当金の計上 いう。)では決算整理と	今後の決算整理においては、回収可能性に疑 義のある債権について、回収可能性を正確に見 積り、適正な事務手続を行われたい。	地方公営企業会計基準が見直されたこと等を受け、平成26年度決算に貸倒引当金を計上し決算報告した。 今後は市場が保有する債権について、回収の可能性を正確に判断し、貸倒引当金の計上を行うなど、適切な会計処理に努める。
	があるが、 定額、50回	平成26年度決算におり	ヽて回収見込額 500千	金を全額計上する必要 円(時効までの回収予 おり、貸倒引当金が500	収の可能性を正確に判断し、 (引当金) 計上を行うなど、適切な会員	
	債務者	平成26年度末 債権額	平成26年度末 貸倒引当金計上額	状況		
	A社	2, 389千円		滞納が続いており平成25年1月に分割納付の誓約(月額10千円)を交わしている。その後、平成25年10月の納付を最後として平成26年度末まで滞納が続いており、		
				また、市場の調査により回収可能な財財産は、特段ない状況である。		
			上記貸倒引当金につり 計上する決算訂正を行	いて回収見込額は無い テっている。	2 (10) 5 2	
					2 減価償却を行うこと。	

監査(検査)実施年月日(委員: —年 —月 —日、事務局:平成27年6月23日及び同月25日)